

京都市建築基準法施行細則第7条（改正 令和7年3月31日規則第95号）

（中間検査申請書の添付書類）

第7条 法第6条の4第1項第3号に掲げる建築物について、法第7条の3第1項の規定による検査の申請をする場合における省令第4条の8第1項第4号の規定により市長が定める書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる図書とする。

(1) 住宅（共同住宅及び寄宿舍を除く。）の用途に供する建築物（主要構造部（法第2条第5号に規定する主要構造部をいう。以下同じ。）（壁、柱及びはりに限る。）の全部又は一部に木材が用いられているものに限る。）で床面積の合計が50平方メートルを超えるもの 次に掲げる図書

ア 構造耐力上主要な部分（令第1条第3号に規定する構造耐力上主要な部分をいう。以下同じ。）を構成する部材（接合部を構成する部材を含む。）の位置、形状及び寸法並びに構造耐力上主要な部分の構造方法を明示した図書

イ 令第46条第3項ただし書に規定する国土交通大臣が定める基準に従った構造計算の結果を記載した図書

ウ 令第46条第4項に規定する国土交通大臣が定める基準に適合することを明示した図書

(2) 法別表第1（い）欄に掲げる用途に供する特殊建築物（法第2条第2号に規定する特殊建築物をいう。）でその用途に供する部分の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの 次に掲げる図書

ア 基礎及びはりの位置、形状及び鉄筋の配置を明示した図書

イ 前号に掲げる図書

附 則（令和7年3月31日規則第95号）

（施行期日）

1 この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 次号及び第3号に掲げる規定以外の規定 公布の日

(2) 目次、第2章の章名及び第7条の改正規定並びに次項の規定 令和7年4月1日

(3) 第28条及び別表第6の改正規定 令和7年7月1日

（適用区分）

2 この規則による改正後の京都市建築基準法施行細則第7条の規定は、この規則の施行の日以後に行われる申請について適用し、同日前に行われた申請については、なお従前の例による。